

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

ページ
一

号外(一) 平成二十四年八月九日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月九日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第一章第一節中第三条の次に次の一条を加える。

(文書作成の原則)

第三条の二 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。

- 一 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯
 - 二 長期構想の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯
 - 三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
 - 四 職員の人事に関する事項
- 第七条第一項第六号中「契約書等」を「契約書、議事録等」に改める。

附則

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十四年八月九日

この訓令は、平成二十四年九月一日から施行する。

平成二十四年八月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社